様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　２０２５年　８月１２日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）　きょうどうすいさんりゅうつう  一般事業主の氏名又は名称　協同水産流通株式会社  （ふりがな）　かねこ　たかし  （法人の場合）代表者の氏名　　金子 郁史  住所　〒２７３－００１２  千葉県船橋市浜町３－１－１  法人番号　5040001017142  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 協同水産流通株式会社　DX戦略 | | 公表日 | ２０２５年　６月２４日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：ホームページ  公表場所：  https://www.ksr.ksrkk.co.jp/img/DX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf  記載箇所・ページ：  協同水産流通株式会社　DX戦略　PAGE 4～5 | | 記載内容抜粋 | ■経営ビジョン（中期経営計画）  ＜目標＞売上高30億円の達成・一人あたり営業利益額1.5百万円の達成(社員数31名を想定)  ＜方針＞独自のサプライチェーンを構築し、独自ブランド確立を目指す  ■DX戦略  デジタル技術を導入することで、土台づくり(フェーズ１)、組織力強化(フェーズ２)を行い、独自サプライチェーンを構築し独自ブランド確立を目指す(フェーズ３)ことで、新たなビジネスモデルを構築し、中期経営計画を達成する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ２０２５年６月５日に開催された取締役会の確認を経て、該当文書を開示 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 協同水産流通株式会社　DX戦略 | | 公表日 | ２０２５年　６月２４日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：ホームページ  公表場所：  https://www.ksr.ksrkk.co.jp/img/DX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf  記載箇所・ページ：  協同水産流通株式会社　DX戦略　PAGE 6 | | 記載内容抜粋 | ■フェーズ１（土台づくり）  ①業務効率化による時間の創出  手作業の業務を効率化する仕組みを導入し、新しい取り組みに使う時間を創出する  ②生産管理力の向上  実績データのモニタリング～原因分析～改善のプロセスを確立し、商品設計書どおりの生産を可能とする  ③物流業務対応力の向上  倉庫容量が売上拡大の制約にならないよう、現状の業務を分析・最適化する  ④社内ナレッジの共有化  経験やノウハウを共有化する仕組みを導入し、製品開発力の向上や営業手法の確立につなげる  ■フェーズ２（組織力強化）  ⑤生産力の向上  新製品や独自ブランドの拡大に向け、レイアウトの最適化、機械化の導入により、生産力を向上する  ⑥製品開発力の向上  マーケティング手法、製品開発メソッドの確立により、市場競争力のある新製品を開発する  ⑦営業手法の確立  販売活動方法や営業管理方法を共有化することで営業手法を確立し、新規顧客を拡大する | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ２０２５年６月５日に開催された取締役会の確認を経て、該当文書を開示 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表場所：  https://www.ksr.ksrkk.co.jp/img/DX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf  記載箇所・ページ：  協同水産流通株式会社　DX戦略　PAGE 17～18 | | 記載内容抜粋 | ・DX戦略実務執行責任者は、常務取締役が担う。  ・DX推進本部、DX推進委員会でDX戦略を推進する。DX推進本部は、常務取締役が統括する。DX推進委員会は、DX推進担当および各部門の選任者で構成する。  ・DX推進本部は、方針の策定、施策の承認を行う。DX推進委員会は、施策の立案、デジタル技術の導入を行う。  ・DX推進委員は、外部研修の受講や展示会の視察を通じて最新のDXおよびデジタル化の動向を把握し、DX施策の立案やデジタル技術の導入を行うことで、デジタル人材としてのスキルを養う。また、委員会のメンバーは、スキルの習熟度やプロジェクトの進捗状況に応じて適宜入れ替えを行う。デジタル人材として育成されたメンバーは、DX推進のコア要員として、所属組織におけるDXの推進を担う。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 公表場所：  https://www.ksr.ksrkk.co.jp/img/DX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf  記載箇所・ページ：  協同水産流通株式会社　DX戦略　PAGE 8～14 | | 記載内容抜粋 | ■フェーズ１（土台づくり）  ①業務効率化による時間の創出  各業務別にデジタルツールを導入  ＜加工＞  ・製造実績データ分析ツールなど  ＜販売＞  ・所要量計算ツールなど  ＜品管＞  ・検査指示書作成ツールなど  ＜物流＞  ・在庫分析ツールなど  ＜総務＞  ・財務・会計システム自動連携ツールなど  ②生産管理力の向上  ・生産実績データの適宜モニタリング、設計値と実績値の乖離把握、原因分析を可能とする、IoTおよびAI画像解析、クラウド型可視化プラットフォームの導入  ③物流業務対応力の向上  ・倉庫の滞留在庫を把握し在庫回転率を上げる、在庫  回転率管理ツールの導入  ・強みである“端数箱”対応を効率化する、手書き納  品情報のデジタル化など  ④社内ナレッジの共有化  ・社内文書・ナレッジ・営業情報の蓄積・共有化・検索を可能とする、ナレッジベース（クラウドサービス）の導入  ・ナレッジを有効活用するためのルール整備  ■フェーズ２（組織力強化）  　※フェーズ１完了後にさらに具体化、詳細化する  ⑤生産力の向上  多品種・少量生産における柔軟で効率的な生産を実現する省人化機器など  ⑥製品開発力の向上  フェーズ１で整備したデジタル基盤（ナレッジベース）のデータ活用  ⑦営業手法の確立  フェーズ１で整備したデジタル基盤（ナレッジベース）のデータ活用 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 協同水産流通株式会社　DX戦略 | | 公表日 | ２０２５年　６月２４日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：ホームページ  公表場所：  https://www.ksr.ksrkk.co.jp/img/DX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf  記載箇所・ページ：  協同水産流通株式会社　DX戦略　PAGE 21 | | 記載内容抜粋 | 各取組において目標とする、到達状態を以下に記載する  ■フェーズ１（土台づくり）  ①業務効率化による時間の創出  ・加工、販売、物流、総務の各業務がデジタルツールにより効率化されている  ・創出された時間が新たな取組に活用されている  ②生産管理力の向上  ・生産実績データをもとに生産前、生産中の管理活動が適切に行われている  ・その活動の振り返りと新たな施策の策定ができてい  　　る  ③物流業務対応力の向上  ・事前情報が有効活用され、柔軟かつ合理的に取扱い業務増に対応できている  ④社内ナレッジの共有化  ・過去実績や事例、外部情報などの共有化と合理的検索ができている  ・属人化が解消され、ナレッジレベルでの世代ギャップが埋められている  ■フェーズ２（組織力強化）  ⑤生産力の向上  ・創造性に富む生産方法や生産器機の活用がはかられている  ・自社独自の価値「品質、コスト等」が高められ、売上に対する生産効率が高まっている  ⑥製品開発力の向上  ・実績データの蓄積と分析、そのナレッジが共有されている  ・自社発信での開発品が増えるとともに、水平展開されている  ⑦営業手法の確立  ・実績データの蓄積と分析、そのナレッジが共有されている  ・自社独自の価値を明確に発信できるプレゼンや必要資料が概ね揃っている |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ２０２５年　６月２４日 | | 発信方法 | ■計画  協同水産流通株式会社　DX戦略のPAGE 2「はじめに」に記載　https://www.ksr.ksrkk.co.jp/img/DX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf  ■進捗  ホームページの「DX戦略欄」にて随時発信  https://www.ksr.ksrkk.co.jp/info/index.html | | 発信内容 | 私たち協同水産流通株式会社は、1987年の設立以来生産者と消費者の架け橋となることを目的に事業展開をしております。  　食品業界においては食の安心・安全の確保という普遍的命題への取り組みはもちろんのこと、昨今の食品を取り巻く、世界的な原材料価格高騰、気候変動等に起因するリソースの減少、社会における少子高齢化などに多くの課題に直面しております。  　弊社は2024年度より中期5か年計画内において、消費者特に将来を担う子供たちや若い世代に対して美味しさとバリエーションをこれまで以上に供給すること、また、その課題を実行する社員とりわけ次世代が、その命題遂行の意義、魅力、可能性を見出せるよう、会社構造のリフレーミングを目的としてDX戦略を掲げました。  　弊社のDX戦略としてはトップダウンとボトムアップのバランスを取りながら、社全体が「やりたがるDX」を進められるよう活動を展開しており、その結果として最終的に次世代がさらにその後の世代を念頭においた事業展開と社会貢献が可能となる「価値」を創造し続けられる会社を目指します。  協同水産流通株式会社　常務取締役　下青木浩史 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２５年６月　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サ  イトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | ２０２４年４月　～　継続実施中 | | 実施内容 | 経済産業省「サイバーセキュリティ経営ガイドライン（Ver.3.0）」に基づき、食品製造販売と物流業務の事業継続と信用維持のため、以下の対策を行っている。  １．経営者による対策方針の策定と全社共有  ２．リスクの把握と定期的な見直し  ３．従業員への教育・ルール整備  ４．外部委託先へのセキュリティ確認  ５．トラブル時の初動体制とバックアップ整備 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |
|  |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。